

住民票の写しの交付の請求の運用について

	住民票の写し	戸籍の附票の写し	戸籍の謄抄本
請求の際明らかにすべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 請求事由 請求者の氏名及び住所 請求に係る住民の氏名及び住所 (及び世帯主の氏名) 	<ul style="list-style-type: none"> 請求事由 請求者の氏名及び住所 請求に係る戸籍の附票に記載がされた戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍) 	<ul style="list-style-type: none"> 請求事由 請求者の氏名及び住所 請求に係る戸籍の謄抄本に記載がされた戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
作成者	住所地市町村長	本籍地市町村長	本籍地市町村長
第三者請求(主に債権者等を想定)における主な用途例	<ul style="list-style-type: none"> 居住関係の有無の確認(契約時に把握していた住所から変更がないかなど契約書記載内容の確認)など ※住民票の除票の写しの場合 <ul style="list-style-type: none"> 住所を変更している場合における転居・転出先の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票では現住所が追えない場合の現住所確認(除票の保存期間(5年間)を超えている場合など) 債務者が死亡している場合における相続人の現住所確認(訴状の送達先の確定など) 	<ul style="list-style-type: none"> 債務者が死亡している場合における相続人の確認
個人情報保護に係る措置	本人又は本人と同一の世帯に属する者以外からの住民票の写しの交付請求があった場合には、その請求事由等について十分な審査を行うこと。特に、法第12条第3項の特別の請求の場合には、世帯主との続柄や戸籍の表示等の記載を必要とすることについて合理的な請求事由の疎明を求め、厳正な審査を行うこと。(平成3年4月5日自治振第56号)	戸籍の附票に記載されている者のうち請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って、交付することが適当(平成17年2月24日付総行市第192号)	特になし

住民票・戸籍の附票の記載事項

住民票記載事項

住所地において人の居住関係を公証することを任務とする制度

- ①氏名
- ②出生の年月日
- ③男女の別
- ④世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- ⑤戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- ⑥住民となった年月日
- ⑦住所及び同一市町村内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- ⑧新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- ⑨選挙人名簿に登録された者については、その旨
- ⑩国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑪介護保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑫国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑬児童手当の支給を受けている者については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの
- ⑭米穀の配給を受ける者については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの
- ⑮住民票コード
- ⑯前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

住所地市町村で作成

戸籍の附票記載事項

住民票と戸籍とを相互に関連させ、それぞれの記載の公正性を保つための媒介物

- ①戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- ②氏名
- ③住所
- ④住所を定めた年月日

本籍地市町村で作成

(参考)戸籍記載事項

本籍地において人の身分関係を公証する制度

- ①戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- ②氏名
- ③出生の年月日
- ④戸籍に入った原因及び年月日
- ⑤実父母の氏名及び実父母との続柄
- ⑥養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
- ⑦夫婦については、夫又は妻である旨
- ⑧他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
- ⑨その他法務省令で定める事項(身分に関する事項等)

本籍地市町村で作成

注)特別な請求がない限り、市町村長は、**太字**の部分のみを記載した住民票の写しを交付することができる。